

西岡図書館閲覧室エアコン設備交換修繕業務 仕様書

1 業務場所

札幌市豊平区西岡3条6丁目6-1

札幌市西岡図書館(別紙 位置図等参照)

2 業務の概要

札幌市西岡図書館2階閲覧室にある空調設備(エアコン設備)が故障したため更新を行う。

3 本業務で更新する空調設備

【既設機器】

三菱重工業 FDEJ140CP 一式

【適合品】下表の1または2

	名 称	仕様等(型番等)・適合品	数量
1	業務用エアコン(パッケージ) メーカー:三菱	PCZX-ERMP140K3	1式
2	業務用エアコン(パッケージ) メーカー:日立	RPC-GP140RSH8	1式

※材料・接着剤 F☆☆☆☆等の規制対象外材料で、水性型(一般床用のみ)のものとし、揮発性有機化合物 6物質(ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレン)の少ない材料、又は含有していない材料で可塑剤は難揮発性のものとする。

【同等品の条件】

- ① パッケージ製品であること。
- ② 室内機は天吊型タイプであること
- ③ 冷房能力12.5kW以上であること。
- ④ 電源は室外機が三相 200V、周波数 50Hz に対応していること。
- ⑤ 省エネルギー法2015年度基準値及びグリーン購入法基準値をクリアしていること。

※同等品を調達する場合は、事前に担当課まで同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることが判別可能な書類を電子メールで提出し、担当課の確認及び承認を受けること。なお、電子メールで提出する場合、見積依頼用メールアドレスから、契約担当部局のメールアドレス宛に送信すること。(規格が同じでも型番が違うものについては、同等・規格確認書の提出が必要となります。)

※同等品の判断には時間を要する事例もあり、入札書提出期限までに間に合わないことがあるので、確認に要する時間を考慮して担当課へ同等品の確認を依頼すること。

4 履行期間

契約締結日から令和6年(2024年)9月30日(月)まで

7 作業内容

- ① 図書館2階閲覧室に設置している既存の空調機器を撤去のうえ、新規の空調機器の設置を行う。
- ② 電源線の配線作業を行い、新設機器と接続し動力盤の改修を行う。
また、既設の配線類が適用可能な場合は再利用も可とする。
- ③ 空調機器周辺に関する配管(冷媒用銅管や排水管等)の設置作業を行う。
冷媒管銅線等は機器等に適合した規格のものを使用すること。
また、既設の冷媒配管や排水管が適用可能な場合は再利用も可とする。
なお、排水管を再利用する場合は配管洗浄を行うこと。
- ④ ①～③の作業完了後、動作試験を行う。
- ⑤ 更新作業により発生した、入替前の機器や冷媒ガス・梱包材等を廃棄する。

※機器交換作業は原則として休館日(第2・第4水曜日)に行うものとする。作業日程については業務担当課と十分調整の上、決定すること。

※作業に伴う安全対策及び仮設養生等を見込むこと。

※作業箇所、材料及び寸法などの詳細は、仕様書別紙2(図面)による。なお、詳細な寸法は現地測定や調達機器を確認の上、決定すること。

※使用する資材は、担当課及び施設管理者の承諾を得た上、決定すること。

※作業日程に当っては、担当課と十分調整の上、決定すること。

8 発生材処理・処分

発生した廃材等の処理・処分にあたっては、受注者の責任を持って適正に廃棄物処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守し処理すること。

9 写真撮影要領

- (1) 写真撮影に際しては、作業内容、工程が具体的に掌握できるように撮影すること。
- (2) 原則として下記項目毎の写真を撮影すること。但しその他であっても必要と思われるものについては、写真撮影すること。
 - ア 修繕前全景
 - イ 修繕中全景
 - ウ 修繕後全景

10 完了検査

受注者は、業務完了時に必要書類を提出し、発注者の指定した者が行う書類及び現地での検査を受けるものとする。

11 業務担当部署

札幌市中央図書館運営企画課 西岡図書館 電話:011-852-8111

仕様書別紙1(揮発性有機化合物対策等について)

1 揮発性有機化合物対策

揮発性有機化合物等の少ない材料、又は含有していない材料の使用に努めること。使用する材料は揮発性有機化合物 6 物質(ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレン)の含有や使用の有無を安全データシート(SDS)等で含有していないことや使用されていないことを確認する。

6 物質の内、いずれかの 1 物質でも含まれる材料を使用した場合は室内濃度測定を行い、厚生労働省の指針値以下であることを確認するものとする。

また、業務時・完成後引渡し前においては、揮発性有機化合物等の発散を促進するために、繰り返し換気を行わなければならない。

2 揮発性有機化合物の室内濃度測定

契約者は、検査機関(計量法第122条に定める計量士を配置し、計量法第107条に定める計量証明事業登録を行っている機関等)に依頼し揮発性有機化合物等の室内濃度測定を行い、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、測定結果を業務担当職員に提出しなければならない。

(1) 測定物質

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン

(2) 測定方法

ア 居室の窓及び扉(造付け家具、押入れその他これらに類するものの扉を含む)を30分間開放し、窓及び扉を5時間以上閉鎖した後、その状態で採取を行うこと。また、連続的な運転が確保できる換気

設備がある場合は稼働させ、当該換気設備に係る給排気口を開放することができる。

イ 居室の中央付近の床から概ね1.2mから1.5mまでの高さにおいて採取を行うこと。

ウ 採取時間は、吸引方式では30分以上継続して、同時に又は連続して2回以上行うこと。

拡散方式では8時間以上とする。(拡散方式とは、測定バッチ・パッシブサンプラー)

エ ホルムアルデヒドは、DNPH誘導体化固相吸着/溶媒抽出-高速液体クロマトグラフ法によるものとする。

オ その他の揮発性化合物は、固相吸着/溶媒抽出法、固相吸着/加熱脱着法又は容器採取法とガスクロマトグラフ/質量分析法の組合せによる。

3 使用する材料(更新する設備等含む)等について

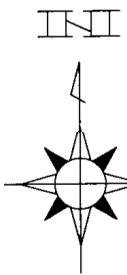
(1) 材料・接着剤 F☆☆☆☆等の規制対象外材料で、水性型(一般床用のみ)のものとし、揮発性有機化合物 6物質(ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレン)の少ない材料、又は含有していない材料で可塑剤は難揮発性のものとする。

(2) 修繕中に受け入れる建材等(接着剤を含む)等が安全な材料であることを確認するため修繕等に先立ち建材メーカーから「安全データシート(SDS)」や「揮発性有機化合物(VOC)測定試験報告書」等の提出を受けて揮発性有機化合物 6 物質(ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレン)の含有や使用されていないことを確認し、業務担当職員に関係書類を提出し、承諾を受けること。

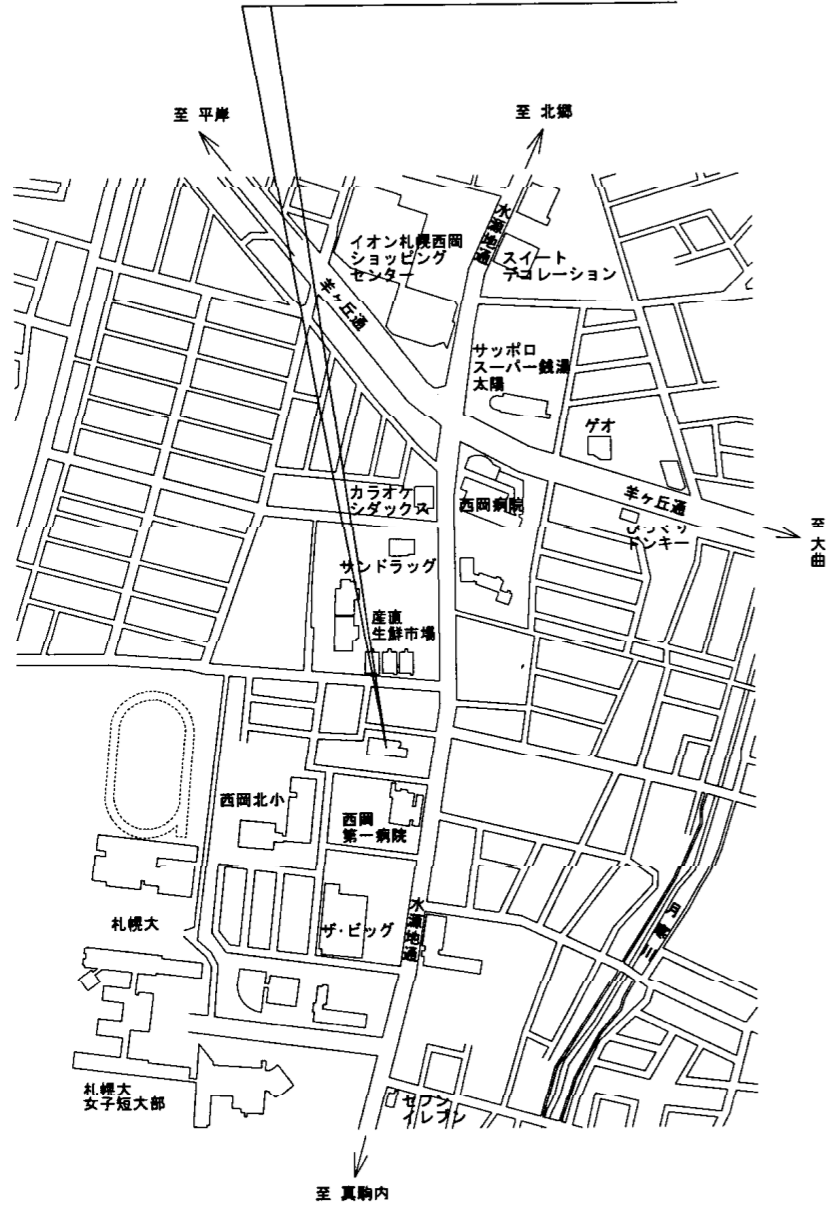
また、材料等の現場受け入れ時には、事前に書類で確認した製品と現物が同一のものか納品書と共に再確認を行い搬入記録写真と共に業務の着手に先立ち業務担当職員に提出し、確認を受けること。

作業にあたり、「安全データシート(SDS)」等を熟読し、材料の保管や取扱い・危険性・その他の注意事項に留意すること。

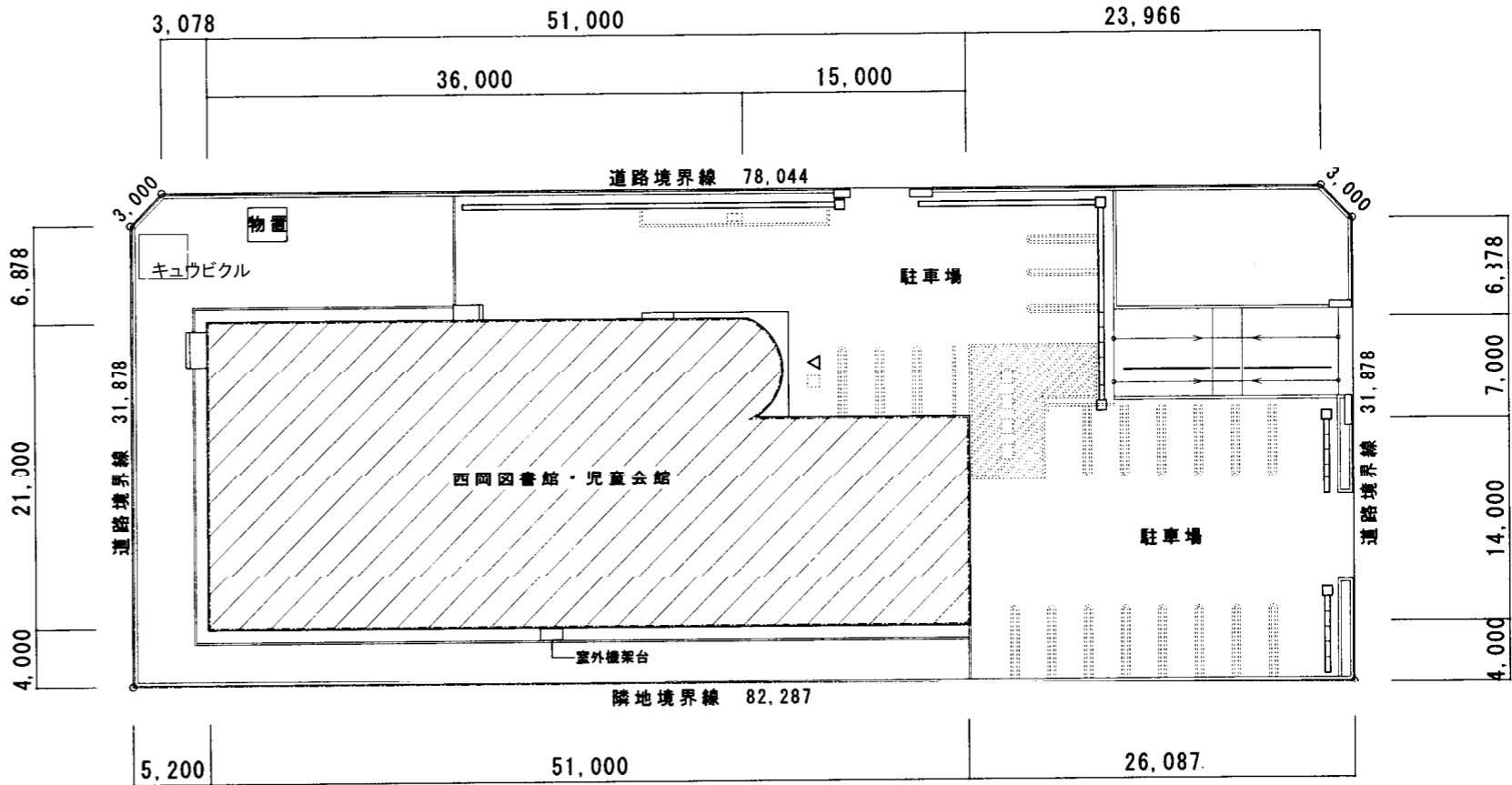
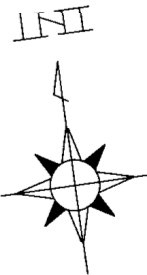
また、修繕等の施工中は、発散する化学物質を速やかに排除して室内残留濃度を下げするために、できるだけ長時間窓を開けるなどの換気を行うこと。



所在地
札幌市豊平区西岡3条6丁目

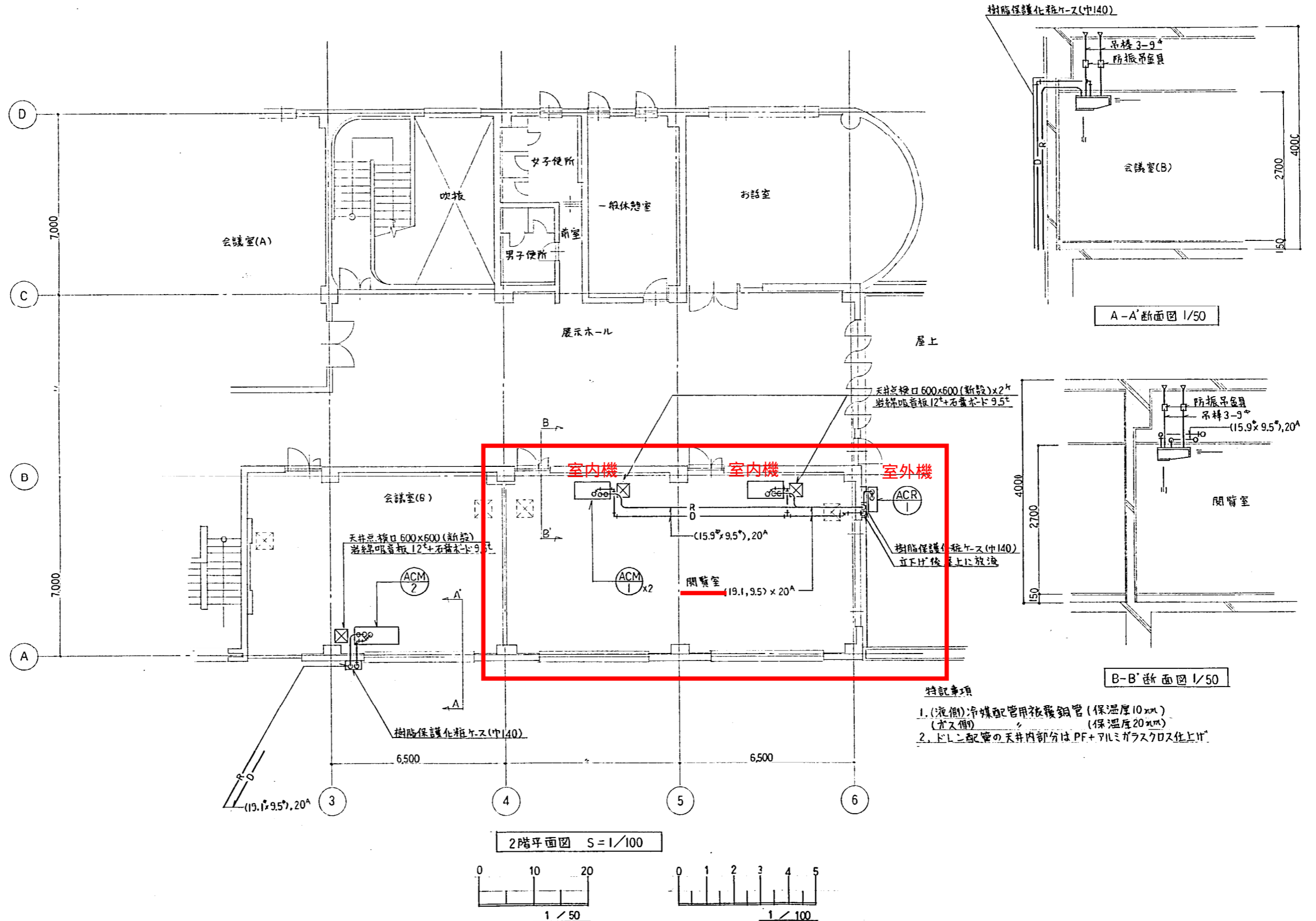


付近見取図



配置図 S=1/500

仕様書別紙2 (図面: 冷媒配管図)



☆ 1/50

1 現況写真(室内機)



西側



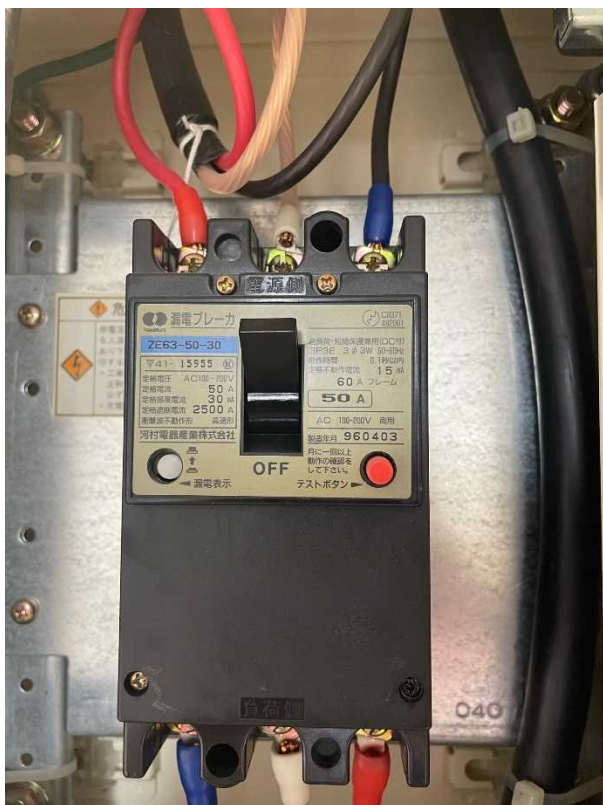
東側



2 現況写真(室外機)



3 現況写真(ブレーカー)



4 現況写真(リモコン)

